

基本財産担保提供

1 概要

社会福祉法人が所有する資産のうち、基本財産については、社会福祉事業と密接不可分の関係にあるため、厳重な管理が要請され、基本財産以外の財産（運用資産、公益事業用財産及び収益事業用財産）と会計上、区分して管理するとともに、これを定款上明記しなければなりません。

社会福祉法人が基本財産の担保提供を行う場合、理事会の議決等定款で定める手続きを経た後、基本財産担保提供承認申請書と必要な添付書類を所轄庁（指宿市）に提出してください。

なお、次に掲げる場合については、定款に所轄庁（指宿市）の承認は必要としない旨を定めていれば、承認を得る必要はありません。

- ①独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に提供する場合
- ②独立行政法人福祉医療機構と協調融資を行う民間金融機関に対して基本財産を担保に提供する場合

2 基本財産担保提供承認の事務手続

(1) 提出書類

別添「基本財産担保提供承認申請添付書類一覧」を参照してください。

(2) 提出部数

2部（正本1部、副本1部）

(3) 担保提供が認められる場合

基本財産の担保提供が認められるのは、次の①～④の要件を満たした場合です。

①担保提供の目的の妥当性

法人の役員や役員の経営する会社等の債務担保に供するなど、法人の事業とは無関係の目的で行うことはできません。したがって、借入金の目的は社会福祉事業に限られます。（公益事業や収益事業に充てる借入金に係る担保提供は認められません。）

②担保提供の必要性

国又は地方公共団体からの十分な額の助成が見込めないことや基本財産以外に処分しうる財産が存在しないこと等の理由によって、基本財産の担保提供を行う以外に適当な資金調達の手段がないことが必要です。

③担保提供の方法の妥当性

担保提供に係る借入金について、適正な償還計画があり、かつ、法人に対する寄附金や事業収入の状況から判断して、償還期間中に当該法人の事業運営に支障が生じないと認められる必要があります。

④担保提供に係る意思決定の適法性

定款所定の手続きを経ている必要があります。

※根抵当権の設定

根抵当権は、一定の範囲内に属する不特定の債権を極度の限度で担保する抵当権であり、上記②担保提供の必要性や、③担保提供の方法の妥当性において認められません。

(4) 担保提供内容等についての事前の相談について

基本財産を担保提供する場合については、法人の理事及び評議員会で審議する前に、あらかじめ、市民福祉部地域福祉課社会福祉係担当と相談しながら進めてください。

別添

基本財産担保提供承認申請書添付書類

区 分		施設整備費 等の資金の借 入	担保物件 の変更	備 考
1	申請書	○	○	
2	理事会及び評議員会議事録(写)	○	○	理事長名で原本証明
3	財産目録	○	○	
4	不動産登記事項証明書	○	○	発行日から3月以内のもの
5	資金計画書	○	○	資金収支見込計算書
6	資金計画関係書類	○	○	資金収支予算明細書
7	償還計画表	○	○	
8	事業計画書	○	△	借入に係る事業の概要がわかる 書面(担保物件の変更の場合は 省略可)
9	図面	○	○	平面図, 配置図